

# まつもとほうじん

令和3年  
(2021年) 4月号  
第555号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)

## ふるさとの食シリーズ



生坂村の“灰焼きおやき”

### —主な記事—

- 税制改正のあらまし……………2～4頁
- 皆さんこんにちは・北澤剛氏……………5頁
- 頑張ってます・久島彩子さん……………5頁
- 税務ポイント……………6頁
- 「中小企業こそオンライン採用活かせ」……………7頁
- 労務レポート……………8～9頁
- ふるさとの食シリーズ……………9頁
- 会員福利厚生制度PR……………10頁
- 4月の予定等……………11頁
- インフォメーションコーナー、  
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき……………12頁
- 令和3年度年間行事日程計画表……………付録
- 令和3年度優良経理担当者表彰のご案内……………付録

### ふるさとの食シリーズ 生坂村の“灰焼きおやき”

信州の郷土料理としてお馴染みのおやき。各地で親しまれていますが、生坂村をはじめとする地域では少し大きめのおやきをほうろく鍋などで表面を軽く焼き、灰の中に入れてじっくり蒸しながら焼き上げる「灰焼きおやき」が親しまれてきました。

その大きさはソフトボール大。手に取るとずっしり重く、割ってみれば中にはぎっしりと具が包まれており、その素朴でどこか懐かしい味は古くから大勢の人々に愛されてきました。(関連記事9頁 藤沢洋子編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社  
長  
確認印

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

経  
理  
担  
当

# 税制改正のあらまし

令和3年度 法人会 速報版

\*この記事は、令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

## I 法人税関係

### 1 中小企業の支援

#### (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

【中小企業者等の法人税の本則税率と軽減税率】

| 対 象 | 本則税率              |              | 特例の税率 |
|-----|-------------------|--------------|-------|
|     | 中小法人（資本金1億円以下の法人） | 年800万円超の所得金額 |       |
|     | 年800万円以下の所得金額     | 19%          | 15%   |

#### 適用時期

令和5年3月31日までに開始する事業年度まで適用期限が延長されます。

#### (2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ① 対象となる指定事業に以下の事業を追加
  - イ 不動産業
  - ロ 物品賃貸業
  - ハ 料亭、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）
- ② 対象となる法人に商店街振興組合を追加
- ③ 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

なお、商業・サービス業等を営む中小企業者等を対象とした商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限（令和3年3月31日）の到来をもって廃止されます。

#### 適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

#### (3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に即時償却又は10%（資本金3,000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備（仮称）を追加した上で、適用期限が2年間延長されます。

#### 適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長  
 中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支える観点から、所得拡大促進税制の要件について、従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額の1.5%以上増加に見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

【中小企業における所得拡大促進税制の見直し】

|      | 現 行  | 改正案  |
|------|--|--|
| 要 件  | ①雇用者給与等支給額（*1）：対前年度を上回ること<br>②継続雇用者給与等支給額（*2）：対前年度増加率1.5%以上  | ・雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上   |
| 税額控除 | ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除<br>・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（合計25%）<br>・税額控除額は法人税額の20%を限度 | ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除<br>・雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（合計25%）<br>・税額控除額は法人税額の20%を限度 |

\*1 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

\*2 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者（法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のもの）に対する適用年度の給与等の支給額をいいます。

#### 適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

#### (5) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aを実施する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限ります）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額について損金算入を認める措置が講じられます。

なお、この準備金は、5年間の据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとなります。

#### 適用時期

中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に同法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業が他の法人の株式等を取得した場合に適用されます。

#### (6) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業が中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力

強化計画の認定を受けた計画に事業継続力強化設備等として記載された一定の防災・減災設備を取得等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる制度です。

改正案では、頻発する災害に備えた対応力の強化に向けた設備投資を後押しするため、計画の認定期限を設けるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われます。

【対象資産の見直し】

| 対象に加えられた資産                               | 対象から除外される資産                        |
|--|------------------------------------|
| イ 架台（対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る）及び無停電電源装置 | イ 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター |
| ロ 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ                 | ロ 資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするもの |
| ハ 資本的支出により取得等をする資産                       |                                    |

（注）令和5年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率については18%（現行：20%）に引き下げられます。

適用時期

令和5年3月31日までに計画の認定を受け、認定後1年以内に対象資産の取得等をした場合に適用されます。

2 産業競争力の強化

(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、以下の税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

【DX投資促進税制の概要】

| 対象設備         | 税額控除                | 又は | 特別償却 |
|--------------|---------------------|----|------|
| ソフトウェア       | 3%                  |    |      |
| 繰延資産         | 〔他社とのデータ連携に係るものは5%〕 |    | 30%  |
| 機械装置<br>器具備品 |                     |    |      |

※ 設備投資総額の上限：300億円  
設備投資総額の下限：売上高比0.1%以上  
税額控除の上限は、カーボンニュートラルに向けた税制措置と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、対象設備の取得等をした場合に適用されます。

(2) 研究開発税制の見直し及び延長

① 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除上限が最大で30%（現行：25%）まで引き上げられます。また、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直すとともに、控除率の下限が2%（現行：6%）に引き下げられます。

② 試験研究費の定義の見直し

研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研

究費が追加されます。

適用時期

①の改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。  
②の改正は、令和3年4月1日以後に適用されます。

(3) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促進する観点から、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できる措置に見直されます。

また、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が5%上乘せされます。

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

(4) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設（大企業向け）

コロナ禍で厳しい環境にある企業が、抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得金額の50%）とする特例が創設されます。

なお、中小企業等における繰越欠損金の控除限度額（100%控除）に変更はありません。

適用時期

令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額について適用されます。

(5) 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設

会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」を活用し、買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主に対する課税については、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益課税の繰延べを認める措置が創設されます。

適用時期

令和3年4月1日以後に譲渡した対象株式会社に係る譲渡損益課税について適用されます。

3 グリーン社会の実現

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制措置の創設

「2050年カーボンニュートラル」の目標達成に向け、産業競争力強化法を改正し、同法に定める中長期環境適応計画（仮称）に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や、②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されます。

※ 税額控除の上限は、DX投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%となります。

**適用時期**

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、同法の中長期環境適応生産性向上設備（仮称）等の取得等をした場合に適用されます。

## II 所得税関係

### (1)退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないように見直されます。

**【退職所得課税の見直し（2分の1課税の適用関係）】**

| 勤続年数 | 従業員        |                       | 役員等  |
|------|------------|-----------------------|------|
|      | 退職所得控除後の残額 |                       |      |
|      | 300万円以下の部分 | 300万円超の部分             | —    |
| 5年以下 | 適用あり       | (現行)適用あり<br>(改正案)適用なし | 適用なし |
| 5年超  |            | 適用あり                  | 適用あり |

**適用時期**

令和4年分以後の所得税に適用されます。

### (2)住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除については、控除期間13年間の特例の適用期間を1年間延長し、一定期間（新築は令和2年10月～令和3年9月末、それ以外は令和2年12月～令和3年11月末）に契約し、かつ、令和4年末までの入居者が適用対象とされます。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については、床面積40㎡以上（原則：合計所得金額3,000万円以下、床面積50㎡以上）の住宅も対象となるよう見直されます。

**適用時期**

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

## III 資産税関係

### (1)非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度については、後継者役員要件を見直し、次の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前に特例認定承継会社の役員でないときでも、同制度の適用を受けることができますようになります。

- ① 被相続人が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合
- ② 後継者が中小企業における経営承継円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

**適用時期**

令和3年4月1日以後の相続について適用されます。

### (2)教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、節制的な利用を防止する観点から、以下の見直しを行った上で、それぞれ適用期限が2年間延長されます。

① 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

贈与者死亡時の残高（現行：死亡前3年以内の贈与に係る残高）を、その死亡の日までの年数にかかわらず相続財産に加算（受贈者が、23歳未満、学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます）するよう見直されます。

また、受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するよう見直されます。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するよう見直されます。また、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられます。

**適用時期**

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

ただし、①、②の改正は、令和3年4月1日以後の贈与について、②の受贈者の年齢要件は、令和4年4月1日以後の贈与について適用されます。

### (3)住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

① 住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額（1,500万円・1,000万円）と同額に据え置かれます。

**【住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額】**

|                        | 現行      | 改正案     |
|------------------------|---------|---------|
| 消費税率10%が適用される住宅用家屋の新築等 | 1,200万円 | 1,500万円 |
| 上記以外の住宅用家屋の新築等         | 800万円   | 1,000万円 |

(注) 上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額です。一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、表の非課税限度額からそれぞれ500万円減の額となります。

② 住宅用家屋の床面積要件の下限の引き下げ

受贈者が贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、住宅用家屋の床面積要件の下限が40㎡以上（現行：所得要件2,000万円以下、床面積要件の下限50㎡以上）に引き下げられます。

**適用時期**

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで



皆さん  
こんにちは♪

有限会社 昭和モータース

松本市波田

代表取締役 北澤 剛氏

### 『働きやすい環境づくりに取り組む』

松本市波田の(有)昭和モータースはスズキの副代理店として新車/中古車の販売(他社取扱い有)、点検、修理、板金から保

険販売まで、車に関することは何でも頼れる地域に根差した車屋さんです。

北澤社長は大学卒業後、副代理店制度の一環として3年間、静岡県で生産工場や販売店で技術や営業などの修業を積まれた後に家業に入られ、昨年お父様から経営を引き継がれました。「数ある自動車屋の中から、お客様に喜んでいただくにはどうすれば良いかを考えています。お客様に喜んでいただける、お役に立てるサービスを提供し続けるため、実際に働いてくれる従業員の働きやすい環境づくりに取り組んでいます。」と語る北澤さん。車を取り巻く環境が変化し、求められる技術やサービスも進化しその対応には大変なご苦労があるそうですが、当社では社長をはじめ皆さんが真摯にお仕事に取り組まれている様子がうかがえます。

会社経営に加えて地域活動や法人会活動にも積極的に参加し、忙しい毎日をご過ごされている北澤さんは長渕剛さんの大ファン。仲間たちと各地のコンサートにも足を運んでいるそうです。「車のこと、長渕さんのこと、何でも話しましょう♪」と、笑顔でお話いただきました。

(深澤和紀編集委員)



### 頑張ってます!!



『お客様に喜んでいただくため、従業員さんと一緒に汗をかいています!』

有限会社 クシマ商事  
(わが家のごはん)

松本市南原

久島 彩子さん

「わが家のごはん」の名称で松本、塩尻、安曇野各市を主な営業エリアとし、企業、幼稚園、小学校、老人施設向けの給食やお弁当の製造販売(配達)をされている(有)クシマ商事の久島彩子さんにお話を伺いました。

わが家のごはんさんでは「こころ、からだ、地球にやさしい」という企業理念を掲げ、地元の食材をふんだんに使い、一品一品こころを込めて作る美味しいお弁当を通じてお客様に喜んでいただき、健康になっていただけるよう従業員さんと一丸になって日々努力をなされています。

「自分が経験して理解していないと、従業員さんに伝えることも、より良い方法も考えられないから」と、配達以外の業務を毎日忙しくこなされている久島さん。「当社が大切にしているのは、お客様はもちろん、召し上がっていただく商品(お弁当)、そしてそのお弁当がおいしくなるよう一所懸命に作り、届けてくれる従業員さん達です。うちのお弁当を通じてお客様に喜んでいただけるよう、従業員さんと一緒に汗をかいています!」とお話してくださいました。わずかな取材時間でしたが楽しいお話と笑顔に元気を頂きました。久島さん、ありがとうございます♪

(藤沢洋子編集委員)

明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

# KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

# 税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⑮)源泉所得税関係

## 在宅勤務(テレワーク)に係る費用負担の取り扱いについて(その1)

**Q** 当社も在宅勤務(テレワーク)の導入を検討したいと思いますが、在宅勤務に関する諸費用の費用負担について、税務的な取り扱いを教えてください。

**A**

### 1. 企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当(従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの(例えば、企業が従業員に対して毎月5,000円を渡切りで支給するもの))を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

### 2. 在宅勤務に係る事務用品等(パソコン等)を支給した場合

企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を支給した場合(事務用品等の所有権が従業員に移転する場合)には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

### 3. 従業員が事務用品等(パソコン等)を購入し、後に精算する場合

在宅勤務手当としてではなく、企業が在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

この方法としては、企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が業務のために使用する事務用品等(企業がその所有権を有し従業員に貸与するもの)を購入し、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算する方法があります(従業員が業務のために使用する事務用品等を立替払いにより購入した後、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算した場合も同じです。)

なお、企業が従業員に支給した金銭のうち、購入費用や業務に使用した部分の金額を超過した部分を従業

員が企業に返還しない場合は、その超過部分は従業員に対する給与として課税する必要があります。

### 4. 在宅勤務に係る電気料金を支給する場合

基本料金や電気使用料については、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。

例えば、次の【算式】により算出したものを従業員に支給した場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

#### 【算式】

$$\begin{array}{l} \text{業務のため} \quad \text{従業員が負担} \quad \text{業務のために} \quad \text{その従業員の} \\ \text{に使用した} \quad \text{した1か月の} \quad \text{使用した部屋} \quad \text{1か月の在宅} \\ \text{基本料金や} = \text{基本料金や電} \times \text{の床面積} \times \text{勤務日数} \times \frac{1}{2} \\ \text{電気使用料} \quad \text{気使用料} \quad \text{自宅の床面積} \quad \text{該当月の日数} \end{array}$$

※上記算式の「1/2」については、1日の内、睡眠時間を除いた時間の全てにおいて均等に基本料金や電気使用料が生じていると仮定し、次のとおり算出しています。

① 1日：24時間

② 平均睡眠時間：8時間

(「平成28年社会生活基本調査」(総務省統計局)で示されている7時間40分を切上げ)

③ 法定労働時間：8時間

④ 1日の内、睡眠時間を除いた時間に占める労働時間の割合：

$$\text{③} \div (\text{①} - \text{②}) = 8 \text{時間} / (24 \text{時間} - 8 \text{時間}) = 1 / 2$$

(注)上記の算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した基本料金や電気使用料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

### 5. レンタルオフィスを利用して在宅勤務を行った場合

従業員が、勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して在宅勤務を行った場合、①従業員が在宅勤務に通常必要な費用としてレンタルオフィス代等を立替払いし、かつ、②業務のために利用したものとして領収書等を企業に提出してその代金が精算されているものについては、従業員に対する給与として課税する必要はありません(企業が従業員に金銭を仮払いし、従業員がレンタルオフィス代等に係る領収証等を企業に提出し精算した場合も同じです。)

※在宅勤務に係る通信料を支給する場合については次号に掲載します。

(税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

# 中小企業こそオンライン採用活かせ

日刊工業新聞社 岡田 直樹

2022年3月卒業予定の大学・大学院生などを対象にした企業の採用活動が本格化している。昨年は新型コロナウイルス感染防止のため、ウェブ面接による採用が一気に広まった。中小企業にとっては応募地域の広域化や経費削減などメリットも多い。コロナ禍が長期化する中で、対面とウェブの面接を組み合わせた『ハイブリッド型』が新常态として定着しそうだ。知名度では大企業にかなわない中小企業こそ、オンライン採用を上手に活用したい。

採用コンサルティングのMyRefer(東京都中央区)が就活生に実施したアンケート(調査時期20年7月)によると、複数の内定を持つ学生のうち約57%が、最終的に内定先を「1社に絞る時期」は内定式後と回答している。例年は内定式前に9割が1社に絞る。行動が慎重になった理由は「どの内定先が自分にあっているか決め手に欠ける」(約48%)が最も多かった。企業側も「本当に優秀な学生を取りこぼしていないか」など不安は尽きなかったようだ。

一方で、ウェブ面接のメリットをあげる企業も少なくない。都内で試験機器を製造する中小企業は「従来は首都圏の学生しか応募してこなかった。会社説明会や面接をウェブにしたら地方の学生も受けてくるようになった」と好感する。採用経費が前年より4割削減になったIT系の中小企業もある。ウェブ主体の採用は学生の交通費や宿泊費といった会社負担が少なくて済む。

オンライン採用で実績をあげている中小企業はインターンシップに工夫を凝らす。学生は会社説明会の焼き直しのようなインターンシップには魅力を感じない。都内のIT系企業は、志望者に「会社の〇年後」をテーマにしたオンライン演劇をグループ単位で実施した。学生は準備段階で経営課題も含めた情報を提供し

てもらえるため、企業への理解や愛着を深めることができる。

会社説明会と一次・二次面接はウェブを利用し、最終面接のみ対面で行った中小企業のトップは「ウェブ面接だけでは職場のイメージが湧きにくい。採用は肌感覚の情報共有が大事」とみる。このため学生が自分の希望する職場かどうか感触をつかめるよう、社員とのフリートークを行った。また社員が知人や友人を紹介するリファラル採用を導入する企業が増えている。ウェブ面接での情報不足や合同説明会が開催されないことによる「出会いの場」の減少を補っている。

国連の持続可能な開発目標(SDGs)への関心が高まる中、学生は就職先を選ぶ基準として企業の社会貢献度や働きがいを重視する傾向にある。「社会課題の解決に役立つ仕事をしたい」「SDGsに配慮する企業でなければ生き残れない」との考えからだ。環境に配慮したモノづくりや再生可能エネルギーの利用、自然保護活動、事業継続計画(BCP)、健康経営などの取り組みを積極的に発信できるようにしたい。

中小企業にとってオンライン採用は諸刃の剣でもある。『ハイブリッド型』が定着すれば、インターンシップなどでは創意工夫が試されよう。学生から深い共感や十分な理解が得られない企業は、内定辞退や早期離職が多発しかねない。中小企業は個性あふれる手法で学生を魅了し、優秀な人材の確保に努めてほしい。

【筆者紹介】岡田直樹(おかだ・なおき) 1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。埼玉県出身。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

## 労務レポート

### 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)につきました

社会保険労務士 高砂礼次



今回は短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)の主な改正点につきました。こちらは「働き方改革関連法」の一環として、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消、いわゆる「同一労働同一賃金」の実現に向けて整備された法律であり、大企業では一足先に2020年4月に施行されておりましたが、いよいよ2021年4月からは中小企業にも適用されました。

不合理な待遇差の解消に関わる規定は、これまでは短時間労働者(労働契約期間の有期・無期に関わらず、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者)についてはパートタイム労働法、有期雇用労働者(期間の定めのある労働契約を締結している労働者)については労働契約法で定められていましたが、この法改正によりパートタイム・有期雇用労働法に統合されました。これにより労働契約法第20条の規定が削除され、パートタイム労働法にあった同一労働同一賃金に関する規定に有期雇用労働者が含まれることになり、正社員とパートタイム労働者や有期雇用労働者との間で基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁じられることとなりました。なお、派遣労働者の方に関する規定は労働者派遣法に定められます。

今回の法改正の主なポイントとして、中小企業の事業主の皆様にも「不合理な待遇差を解消するための規定の整備」「労働者に対する接遇に関する説明義務の強化」「行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の規定の整備」への対応が求められることになりました。

まず、「不合理な待遇差を解消するための規定の整備」について、不合理な待遇差を設けることが禁じられるわけですが、その際に中心となる考え方が「均等待遇」と「均衡待遇」というものです。均等待遇とは通常の労働者と短時間・有期雇用労働者が①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、が同じ場合には待遇に差別的な取扱いを禁止するというもの(ただし、同じ取扱いの下で能力、経験等の違いにより差がつくのは構いません)。均衡待遇とは通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の①職務の内容、②職務の内容・配置の変更範囲に違いがある場合に、①と②の違いに加えて③その他の事情、を考慮した上での相応の待遇差は認められるが、不合理な待遇差は禁止することを意味します。この改正では均衡待遇規定の明確化(基本給、賞与、役職手当、教育訓練等の待遇ごとに、性質、目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明らかにすること)、均等待遇規定にあらたに有期雇用労働者も対象とすることが求められるとともに、どのような待遇差が不合理に当たるかを待遇ごとに判断することを明確化し、ガイドラインの策定などによって規定の解釈を明確に示すことが必要となりました。

続いて「労働者に対する接遇に関する説明義務の強化」についてですが、こちらは事業主が短時間・有期雇用労働者の求めに応じて、通常の労働者との間の待遇差の内容やその理由について説明することが義務化されました。こちらでは①比較対象となる通常の労働者は誰か、②待遇差の内容と理由として何を説明するか、③説明の仕方、がポイントとなりますが誌面の都合上詳細は割愛させていただきます。当項目を含む本法の解説が厚生労働省から公表されておりますのでご確認ください。



できればと存じます。※URLは後述

最後に「行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の規定の整備」についてです。「行政による履行確保措置」とは行政が事業主に対して行う報告徴収・助言・指導などを意味します。これまでは有期雇用労働者については対象外とされていましたが、今回その対象となりました。続いて「裁判外紛争解決手続き（行政ADR）」ですが、こちらは労使間の紛争を裁判以外の方法で解決する手続きで、各都道府県労働局が申し出によりトラブルの早期解決のための援助を行っています。今後「均衡待遇」、「待遇差の内容・理由に関する説明」についてもその対象になります。

今回のレポートではポイントのみの説明となりましたが、詳細につきましては厚生労働省資料にてご確認ください。

（解説資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000494537.pdf>）

働き方改革とともにコロナ禍に対応した新しい働き方が今後ますます広がり、企業には様々な対応が求められていくことも予想されますが、事業主と労働者がともに協力し合い、企業の発展、労働者の幸福に繋がっていくよう祈念いたします。

#### 高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

### 【ふるさとの食】シリーズ ⑬

美しく雄大な山清路、大城・京ヶ倉に抱かれた生坂村。自然豊かな土地ですが、村内を縦断し曲流する犀川の両岸には階段状に広がるいわゆる傾斜農業地が多く、かつては稲作を行うには厳しい形状で、かわりに小麦やそばの栽培が盛んにおこなわれていたそうです。こうした事情に伴い、村では古くから粉食文化が広まり、その一つがおやきでした。ご承知の通り、長野県内には同じような地形を持つ地域も多く、そのような各地では同様に粉食文化が広まり、今回ご紹介した灰焼きおやきをはじめ様々な郷土料理が生まれたようです。

生坂村では「灰ころがし」とも呼ばれる灰焼きおやきは、小麦粉を原料とした皮で、ナスや野沢

### 生坂村の“灰焼きおやき” ～地域に伝わる味～

菜などの野菜を炒めた具を包み、ほうろく鍋などで表面を軽く焼いた後に、灰の中でしっかりと蒸し焼きにします。熱々の出来上がりはまさに絶品。カリカリの皮は少し硬めですが、噛めば噛むほど小麦粉の味が深まり、少し濃いめに味付けされたナスなどの野菜を中心とした具と一緒に食べれば口いっぱい、どこか懐かしい美味しさが広がります。村内には昔ながらの味を伝える店舗がいくつかあり、そちらを巡り食べ比べるのもきっと楽しいことでしょう。その他の近隣地域でも同様に灰焼きおやきが楽しめますので少し足を延ばしてみても面白そうですね。

（藤沢洋子編集委員）

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030代  
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！



# 経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。



「消費税申告一声運動実施中」

Jタイプ  
Jタイプα

## Jタイプ

【無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)】

## Jタイプα

【無配当重大疾病保障保険(解約払戻金抑制割合指定型)】

は、

重大疾病による  
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)

生存リスクから  
企業を守ります!

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

松本支社/  
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829

F-2019-1024①(2020年2月26日)

## 4月の予定

6日広報委員会・同編集会議 7日税制委員会・同グループ会議 8日正副会長会、役員会 9日研修委員会 14日厚生委員会 16日組織委員会 19日決算説明会(松本会場) 21日女性部総会 23日決算説明会(塩尻) 26日青年部総会 27日総務委員会 28日租税教室(田川小学校)、監査会 30日税制委員会グループ会議

決算説明会(法人税・消費税/3月決算法人対象)

【松本会場】4月19日(月)

①10:00~12:00/②14:00~16:00(2回開催)

松本市勤労者福祉センター「大会議室」

【塩尻会場】4月23日(金) 14:00~16:00

塩尻市市民交流センター(えんぱーく)4階会議室

※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

## 大同生命松本支社人事異動

4月1日付けの人事異動において、平成30年4月から3年間お世話になった岡崎課長さんに代わり、江口課長さんが着任しました。よろしくお願いいたします。



前任の岡崎(営業課長)に代わり、4月1日より松本法人会のみなさまを担当させていただくことになりました。江口 晃也(えぐち てるや)と申します。

コロナ禍の中、ダイエットに熱中している毎日ですが、仕事は濃く太く行きたいと思います。松本法人会のみなさまのお役にたてるよう、誠心誠意頑張っていきたいと思います。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 冬期特別研修会 開催報告(オンライン開催)

逆境に負けない強い中小企業の作り方 ~afterコロナの時代に向けて~

2月22日、京都府の人気飲食店「佰食屋」を経営する中村朱美氏を講師に迎え、冬期特別研修会を開催いたしました。今回は安全面を考慮しweb会議システムZoomを利用したオンライン開催とし、京都府の講師と当会会員企業の職場等をそれぞれ繋げての研修となりました。

佰食屋といえば「1日100食限定」で、手ごろな価格で絶品料理が食べられるということで大勢の

方から支持されるとともに、従業員にとっても働きやすい職場として各方面から注目のお店です。こちらを創業された中村講師から、創業の経緯、経営方針、仕組みづくり、そしてコロナ禍での決断等についてわかりやすくお話をさせていただきました。まさに引き込まれるような講師のお話に、あっという間の充実したひと時となりました。

## 青年部コーナー

—第46回通常総会・創立45周年記念式典—

日時 4月26日(月) 午後3:00~4:40

(通常総会) 3:00~4:00

※令和2年度事業報告、および決算報告

※令和3年度事業計画案、および予算案

※役員改選案 等

(創立45周年記念式典) 4:10~4:40

会場 アルピコプラザホテル

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

## 女性部コーナー

—第42回通常総会—

日時 4月21日(水) 午後3:30~5:30

(通常総会) 3:30~4:20

※令和2年度事業報告、および決算報告

※令和3年度事業計画案、および予算案

※役員改選案

(講演会) 4:30~5:30

テーマ:時々の初心

講師:松本税務署長 宮澤 正子氏

会場 アルピコプラザホテル

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ デモ  
USB ストリーミング イラスト デモ  
デジタル写真機  
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会  
めざします企業の  
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0804 長野県松本市東二丁目2番1号 鳥居ビル1階  
TEL:0263-50-8198 FAX:0263-50-8135

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 中部縦貫自動車道工事が進んでいます (松本市波田)



中部縦貫自動車道は松本市を起点に岐阜高山を經由して福井市に至る高規格幹線道路です。一般国道自動車専用道路(国道158号線)として整備が松本市波田地区でも進められています。開通すれば北陸方面へのアクセスが良くなり、観光客の誘致も期待できます。(深澤和紀編集委員)

開通すれば北陸方面へのアクセスが良くなり、観光客の誘致も期待できます。(深澤和紀編集委員)

## Y'sPLACE合同会社

### 想いを込めたネーミングに『商標登録』というスタイルでブランド力を高めませんか?

社名・商品名・トレードマークを商標登録しておくことで、安心して使用できるようになります。

他社のものと区別し、ブランド力・信用度を高める手助けとなり、宣伝・広告機能を果たす役割も大きくなります。

- 当社では、お客様の想いにお応えできるよう各専門機関と連携し、商標登録に向けてサポート致します。

まずは、お気軽にご相談下さい

☎ (0263) 50-8198

受付時間 10:00-17:00 [土・日・祝日除く]

WEB からのお問い合わせはこちら <https://ys-place.com>



## Y'sPLACE 合同会社

〒390-0807

長野県松本市城東二丁目2番1号 鳥居ビル1階

TEL:0263-50-8198 FAX:0263-50-8135

## 川柳コーナー

コロナ禍に

聖火見るにも

ディスタンス

目と鼻が

花粉と砂で

大騒ぎ

成長期?

娘身長

父お腹

新米

## あとがき

コロナ禍の中、皆様はいかががお過ごしでしょうか。1都3県の緊急事態宣言も解除されましたが、長野県の感染者は増えている傾向もあり、第4波が来るのではないかと危惧されています。そんな中、外出や息抜きも出来ずストレスが溜まっている方も多いのではないのでしょうか。

私自身、ストレスの発散といえば友人知人とお酒を飲み交わすことでしたが、それも出来ず悲しい日々が続いています。そんな中ですが、このステイホーム中に何かしたいなと思い、以前始めてみようと道具をそろえた仏像彫りを少しずつですが始めています。集中力を高め雑念を振り払えればなと思いついてはみたものの中々難しいものですね。一刀一刀、魂が宿ればと丹精を込めて彫っています。

体を動かすことも大事ですね。私は毎週2日、こども達に空手道を教えているのですが、最近自分から体を動かすことをせず、口での説明ばかりになっており反省です。しっかりと体も動かし、心身ともにリフレッシュしたいと思っています。皆様も適度な運動や興味を持った事にチャレンジしてコロナ禍を乗り切りましょう!。(深澤)

(本号編集委員)

深澤和紀

藤沢洋子



### 個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 信州印刷株式会社